

すか？ 医療制度 助成制度

心身障害者の 医療費を助成します

- ・身体障害者手帳1～3級の人
- 腎臓機能障害者の4級までの人
- 進行性筋萎縮症4級～6級の人
- ・療育手帳A・B判定の人
- ・自閉症状群と診断されている人
- ・医療費の自己負担金が無料になります。
- ・入院時には食事負担金がかかります。

○手続きに必要なもの
健康保険証、印鑑、各々の手帳

戦傷病者の 医療費を助成します

- ・戦傷病者手帳所持者
- ・医療費の自己負担金が無料になります。
- ・入院時には食事負担金がかかります。

○手続きに必要なもの
健康保険証、印鑑、手帳

精神障害者の 通院医療費を助成します

- ・精神障害と診断され、公費負担を受けている人
- ・通院による医療費の自己負担分(5%)が助成されます。

○手続きに必要なもの
健康保険証、印鑑、患者票(写)または手帳

福祉給付金を支給します

- ・老人保健受給者で、心身および精神障害者、母子家庭、戦傷病者の要件に該当する人
 - ・老人保健、老人医療受給者で精神障害で措置入院および結核で命令入所の人
 - ・寝たきりの老人 (市民税非課税世帯)
 - ・痴呆の老人 (")
 - ・独り暮らしの老人 (")
- ◎以上の方は医療費の一部負担金(外来1カ月1,010円、入院1日700円)および入院時の食事負担金を支給します。
- ・乳幼児、障害者、母子家庭等、戦傷病者の方は、入院時の食事負担金を支給します。

○手続きに必要なもの
支払証明書、印鑑、銀行通帳(郵便局を除く)、受給者証

付添い看護料の差額を支給します(原則として平成8年3月まで)

- ・老人、乳幼児、障害者、母子家庭および戦傷病者の受給者
- ・老人保健受給者で老人医療の受給要件に該当する人
- ・慣行料金と看護料の差額が支給されます。(ただし、老人医療受給該当者は慣行料金の10.1%相当額を自己負担)

○手続きは、事前に看護承認申請をしてください。



○申請またはお問い合わせは
保険年金課 福祉医療係 ☎66-1102